

時代に沿った活動を「上町老人クラブ」

今回は、大更地区の上町老人クラブ（石綿幸雄会長、会員数36人）を紹介します。

○現在どんな活動を？

グラウンドゴルフ大会や三代交流のほか、八幡宮の参道整備や西根中前の花壇整備などの福祉活動をしています。花壇整備は活動回数も多く、地域の人たちから「いつもきれいにしてくれてありがとうね」と声を掛けられることもあり、とてもやりがいのある活動だと思っています。



きれいに整備された西根中前の花壇

これらの活動以外にも、温泉に行くなど、体を動かすのが大

変な人でも参加できるような活動もしています。



グラウンドゴルフで体を動かしています（松尾総合運動公園）

○今後やりたい活動は？

1人暮らし高齢者などへの友愛訪問をしたいと思っています。合併前と同様の活動をしてきたことがありましたが、当時は比較的若い高齢者が多かったこともあり「それほど困っていない」などの意見が多くて自然と訪問がなくなりました。

時代が変わり、高齢化が進行して孤立する高齢者の問題が心配される状況になってきたことから、このような活動も復活して取り組んでいかなければならないと考えています。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1102

子育て施設などの利用給付 市外の幼稚園などは申請を

現在、3歳から5歳までの子どもや住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが保育所などを利用する場合、保育料・利用料が無償となっています。下表の事業を利用している人も、無償化の対象となる場合がありますので、確認して該当する場合は手続きをしてください。

【表】 無償化の対象となる事業、児童の年齢など

対象施設・サービス	対象児童の年齢※	上限金額(月額)	保育の必要性
市外の新制度未移行の幼稚園	満3歳児以上	25,700円	不要
市外の幼稚園、認定こども園の預かり保育	3歳児以上	11,300円	必要
	満3歳児 (住民税非課税世帯)	16,300円	必要
保育所などを利用していない子どもの、認可外保育施設一時預かり事業など	3歳児以上	37,000円	必要
	0歳児～2歳児 (住民税非課税世帯)	42,000円	必要

※対象児童の年齢は、各年度の4月1日時点の年齢を指し、満3歳児は年度途中で3歳に達した児童を指します。

◆給付を受けるまでの流れ ①市に施設等利用給付認定を申請⇒②市から認定を受けた後、施設に利用を申し込み⇒③施設を利用し、施設に利用料を支払い⇒④市に施設利用料を請求⇒⑤市から施設利用料が支給される

◆保育を必要とする理由 令和元年12月号の子育てNEWSに掲載しています。

◆申請方法 施設等利用給付認定の申請に必要な書類は、保育を必要とする理由などによって異なります。詳しくは、係に問い合わせてください。